

【被扶養者の認定申請に必要な添付書類一覧表】

＜収入条件＞

130万円未満(障害者年金受給者180万円未満)かつ被保険者の年間収入の1/2未満
 次のような方は被扶養者と認められません。

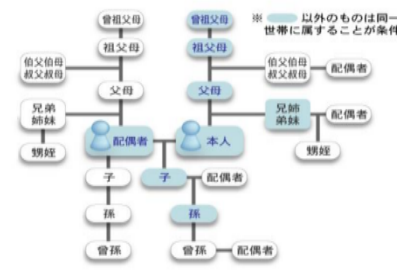
- ・被保険者の収入によって、生計費の半分以上を維持されていない方
- ・年間収入が130万円(60歳以上または障害年金の受給者等は180万円)以上見込まれる方
 *給与のほか各種年金等も収入となります
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方、別居の場合は被保険者からの送金(仕送り)以上の収入がある方
- ・失業給付、傷病手当金、出産手当金、労災給付金を受給中で、その受給日額が3,612円(60歳以上等は5,000円)以上の場合
- ・子の申請時、被保険者より配偶者の年間収入の方が多い場合
 [配偶者も不二家健保に加入の場合を除く]
- ・国内居住要件を満たさない方

※下記の書類以外にも状況によっては、追加書類の提出を求めることがあります。

※審査がありますので、関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。添付書類を揃える前に健康保険組合へご連絡ください。

*病気で就労能力を失っている方は、診断書の提出を、お願いいたします。

*共同扶養の場合、配偶者の方の収入を証明する書類「源泉徴収票」・「所得証明書」・「育児休業取得証明書(写)」・「出生時育児休業給付金(写)」・「育児休業給付金(写)」いずれかの書類の提出を、お願いいたします。

世帯全員・続柄表記のある住民票(ひとり親の場合は、戸籍謄本が必要)	無職			就職		自営業		今まで就職していた場合				別居中	年金	
	非課税証明書又は 在学証明書又は 学生証(裏表写)	給与明細(直近3ヶ月分)又は 雇用契約書(写)	確定申告の控及び 収支内訳書の控(税務署の印があるもの)	雇用保険を受給しない	雇用保険待機期間中	雇用保険受給中	雇用保険に加入していない場合	送金証明書(現金手渡しは不可)	年金証書と改訂通知書の写					
	世帯全員・続柄表記のある住民票(ひとり親の場合は、戸籍謄本が必要)	無職	就職	自営業	今まで就職していた場合	別居中	年金							
被保険者から見た続柄	異動届	認定伺	第3号被保険者関係届	住民票	戸籍謄本									
配偶者	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子	○	○ (16歳未満は不要)	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (学生は不要)
ひとり親の子	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
父・母・孫	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
祖父母	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の父・母	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者の祖父母	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兄弟姉妹	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
書類の取扱先(参考)	健康保険組合	健康保険組合 又は日本年金機構		市区町村・学校		事業主	税務署		ハローワーク		事業主	金融機関	日本年金機構	